

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一 ^{ページ}
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	八

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中 「秘書広報統括監」を「参与」に改め、

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中 「危機管理統括監」を「子ども・女性局長」に改め、

「情報科学芸術大学院大学事務局長」を削り、同項本庁次長の欄中

「TPP対清流の国

策総括監 「秘書広報統括監」を「全国育樹祭推進事務局長」に改め、

総括監 を削り、 「危機管理副統括監」を「TPP対策総括監」に改め、

づくり局長 「岐阜地域危機管理監」

「振興局副局長」及び「岐阜県税事務所長及び西濃県税事務所長に限る。」を削り、

「希望が丘学園事務局長」を 「希望が丘学園事務局長」に改め、同項本庁課

情報科学芸術大学院大学事務局長

局長

別表行政職の代表監査委員の項本庁次長の欄中「局長」を削り、同項本庁課長の欄中「総括管理監」を「総括管理監 監査企画監」に改め、同表警察本部長の項主査の欄中「技能指導官」を「技能指導官 鑑識広域指導監」に改める。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「鉄道警察隊長」を「鉄道警察隊長 交通捜査室長」に改め、同項本部課長補佐の欄中「警察署次長（中津川警察署次長を除く）」を「警察署次長（中津川警察署次長を除く）」に改め、同項係長の欄中「技能指導官」を「技能指導官 捜査指導官」に改める。

別表研究職の表知事の項試験研究機関の長の欄中「部長研究員」を「部長研究員 森林技術開発」に改め、同表警察本部長の項主任専門研究員の欄中「科学捜査研究所センター長」に改め、同表警察本部長の項主任専門研究員の欄中「科学捜査研究所支援センター長」を「科学捜査研究所副所長」に改める。

別表医療職(一)の表知事の項次長の欄中「岐阜保健所長」を削り、同項主任医長の欄中「岐阜保健所長を除く」を削り、「知的障害者更生相談所長」を「知的障害者更生相談所長 ピリテーション部長」に改める。

別表医療職(二)の表知事の項部長の欄中「食肉検査監」を「食肉検査監 動物愛護センター所長」に改め、同表中央家畜保健衛生所病性鑑定監を「中央家畜保健衛生所病性鑑定監 主幹」に改め、同表

に次のように加える。

警察本部長	課長補佐	係長	主任	技師
-------	------	----	----	----

別表医療職(三)の表知事の項看護部長の欄中「看護専門学校長」を「看護専門学校長 主幹」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 技能職員（電話交換手、自動車運転士、営繕手、調理師、機械操作手、女性相談支援員、看護助手、介護員、工業技手、農業技手、土木技手、補助員、実習補助員、衛生技術員、タイピスト及びパンチャをいう。）
- 二 労務職員（学校用務員及び図書整理員をいう。）

第三条第三号から第十号までを削り、同条第十一号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第二十九条の十の三第一項中「に規定する」を「の」に改め、同条第二項中「が同号」を「前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。」が前項第一号「に、前項の」を「同項の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 専従休職の許可を受け、育児休業、大学院修学休業若しくは自己啓発等休業を始め、派遣され、分限条例第二条第一号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

第三十八条の七第一項中「知的障害者更生相談所」の下に、「希望が丘学園」を加え、同条第二項第二号中「若しくは知的障害者更生相談所」を、「知的障害者更生相談所若しくは希望が丘学園」に改める。

第三十八条の九第一項中「に規定する」を「の」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に、「施設とは、看護専門学校」を「施設は」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に、「各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第一号中「衛生専門学校、看護専門学校」及び「医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)」を削り、同条第六項各号列記以外の部分中「に規定する」を「の」に、「教育訓練業務とは」を「教育訓練業務は」に、「各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第二号中「を」を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同条第七項中「に規定する」を「の」に改め、同項第一号中「定める」を「掲げる」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同項第二号中「定める」を「掲げる」に、「第六項第四号」を「第六項第三号」に改める。

第三十八条の十二第一項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は、県民生活相談センター」に、「河川環境研究所」を「水産研究所、農業大学校、病害虫防除所、国際園芸アカデミー」に改め、「県民生活相談センター、東部広域水道事務所、病害虫防除所、農業大学校、国際園芸アカデミー」を削り、「流域浄水事務所」の下に「東部広域水道事務所」を加え、同条第二項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に改め、「各号」を削り、同条第三項中「に規定する」を「の」に改める。

第三十八条の十三第二項中「に規定する」を「の」に、「ものとは、養鶏研究部」を「ものは養豚・養鶏研究部」に、「従事した」を「従事した」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に、「施設とは、中山間農業研究所」を「施設は中山間農業研究所」に、「作業とは、摂氏三十八度」を「作業は摂氏三十八度」に、「従事した」を「従事した」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の」に、「施設とは、危機管理課」を「施設は危機管理部危機管理政策課」に改め、「都市建設部公共建築住宅課」の下に「都市建設部水資源課」を加え、「作業とは」を「作業は」に、「従事した」を「従事した」に改め、同条第六項中「に規定する」を「の」に、「施設とは、農林事務所」を「施設は農林事務所」に、「従事

した」を「従事した」に改め、同条第七項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に、「施設とは、前項」を「施設は前項」に、「作業とは、制水弁室」を「作業は制水弁室」に、「従事した日」を「従事した日」に改める。

第三十八条の十四第一項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は」に改め、「岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所」の下に、「リニア推進事務所」を加え、同条第二項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改める。

第三十八条の十六第一項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第二項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に、「道路とは」を「道路は」に改め、同条第三項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に、「作業とは」を「作業は」に、「各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に改め、同条第五項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第六項中「に規定する」を「の」に改め、同条第七項中「に規定する」を「の」に、「注意報とは、暴風雪警報」を「注意報は、暴風雪特別警報若しくは大雪特別警報、暴風雪警報」に改め、同条第八項中「に規定する」を「の」に、「作業とは」を「作業は」に改め、同条第九項中「に規定する」を「の」に、「暴風雪警報又は」を「暴風雪特別警報若しくは大雪特別警報又は暴風雪警報若しくは」に改める。

第三十八条の十八第一項中「に規定する」を「の」に、「現場とは」を「現場は」に改め、同条第二項及び第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は」に改め、「環境生活部環境管理課」の下に「岐阜地域環境室」を加え、「河川環境研究所」を「水産研究所」に改め、同条第五項中「に規定する人事委員会」を「の人事委員会」に、「業務とは」を「業務は」に、「施設を」を「特定施設を」に改め、同条第六項中「に規定する」を「の」に改め、同条第七項中「に規定する」を「の」に、「施設とは」を「施設は」に改め、「商工労働部商工政策課」の下に「岐阜地域産業労働室」を加え、同条第八項中「に規定する」を「の」に改める。

第三十八条の十九第一項中「に規定する」を「の」に、「事情とは」を「事情は」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に、「ものとは」を「ものは」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に、「注意報とは、暴風雪警報」を「注意報は、暴風雪特別警報、暴風特別警報、大雨特別警報若しくは大雪特別警報、暴風雪警報」に改め、同条第五項中「に規定する」を「の」

に改める。

第七十五条第一項第二十三号中「同じ。」又は「を」同じ。若しくは「に」当該看護又は「を」当該看護若しくは「に」改め、「認められる場合」の下に「又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員が、その子が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事であつて人事委員会が定めるもの」に出席する場合」を、「五日は、当該」の下に「中学校就学の始期に達するまでの」を加え、同項第二十六号の表血族の部一親等の直系卑属(子)の項中「五日」を「七日」に改める。

別表第一保健環境研究所の項職員の欄を次のように改める。

結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術職員

別表第一保健環境研究所の項の次に次のように加える。

衛生専門学校及び看護専門学校	岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則(昭和五十一年岐阜県規則第三十七号)第六条に規定する教育課程のうち実技の訓練又は実習を行う業務に従事する職員	一(人事委員会が定めるもの)にあつては、〇・五)
----------------	--	--------------------------

別表第一食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	動物の愛護及び管理に関する法律第三十五条に規定する犬の引取り業務又は狂犬病予防法第三条第一項の狂犬病予防員の業務に従事する獣医師	二(人事委員会が定めるもの)にあつては、一)
----------	--	------------------------

別表第一の三知事の部本庁の項中、「秘書広報統括監、危機管理統括監」を削り、「参事」の下に「子ども・女性局長」を加え、「清流の国づくり局長」を削り、「危機管理副統括監」を「全国育樹祭推進事務局長、秘書政策審議監」に、「岐阜地域総括監」を「岐阜地域危機管理監」に改め、「県民生活相談センター長」の下に「全国育樹祭推進事務局次長」を加え、「危機管理企画監、防災情報企画監、防災対策監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」及び「財産活用企画監」を削り、「県有施設管理監」の下に「県庁舎再整備企画監」を加え、「地域企画監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」の下に「スポーツ推進企画監、岐阜地域調整監、

危機管理企画監、岐阜地域防災対策監、防災対策監、防災情報企画監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」を、「不法投棄監視監」の下に「環境安全推進企画監」を加え、「少子化対策企画監」を削り、「消費生活対策監」の下に「災害医療対策監、在宅医療推進監」を、「看護企画監」の下に「県立病院・看護大学法人企画監」を加え、「感染症対策企画監」を「感染症対策監」に改め、「障害福祉基盤整備企画監」の下に「ライフスタイル企画監」を加え、「地域スポーツ振興監、地域振興企画監」を「新産業企画監、技術総括監」に改め、「技術指導監」の下に「花き振興企画監」を加え、「鳥獣害対策監、技術総括監、全国育樹祭企画監」を削り、「リニア推進対策監」を「土地利用調整監、施設管理調整監」に改め、「鉄道高架推進企画監」の下に「都市公園企画監」を、「設備管理監」の下に「徳山ダム対策監」を加え、「水資源企画監」を削り、同部振興局の項中「副局長、地域危機管理監」を「地域危機管理監」に改め、「振興局の事務所の所長」の下に「振興課長(振興局の事務所を除く。）」を加え、「振興局の事務所の副所長、管理監」を「管理監」に改め、同部県税事務所の項中

所長、副所長	二種
管理監	四種

を「
所長、副所長
二種
」に改め、同部保健所の項中「課長(保健所の事務所の課長を除く。）」

六種	課長(保健所の事務所の課長を主幹
七種	に改め、同部岐阜県行政組織

規則第五十四条に規定する試験研究機関の項中「に限る。」の下に「森林技術開発・

<p>支援センター長」を、「部長研究員」の下に、「食品安全検査センター長」を加え、同部看護専門学校の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>校長</td> <td>四種</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>七種</td> </tr> </table>	校長	四種	主幹	七種	<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>校長</td> <td>四</td> </tr> </table>	校長	四	<p>種</p> <p>に改め、同部食肉衛生検査所の項の次に次のように加え</p> <table border="1"> <tr> <td>動物愛護センター</td> <td>所長</td> <td>四種</td> </tr> </table>	動物愛護センター	所長	四種	<p>別表第一の三知事の部希望が丘学園の項中「総務課長」を「課長」に改め、同部情報科学芸術大学院大学の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>事務局長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>研究科長、図書館長、センター長</td> <td>二種</td> </tr> </table>	事務局長	一種	研究科長、図書館長、センター長	二種	<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>事務局長、研究科長、図書館長、センター長</td> <td>一種</td> </tr> </table> <p>に改め、同部土木事務所の項中「施設管理</p> <table border="1"> <tr> <td>二種</td> <td>一種</td> </tr> </table>	事務局長、研究科長、図書館長、センター長	一種	二種	一種	<p>課長（岐阜土木事務所及び大垣土木事務所を除く。）及び」を削り、「指導検査監」の下に、「技術連携調整監」を加え、同部流域浄水事務所の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>管理監</td> <td>一種</td> </tr> </table>	所長	一種	管理監	一種
校長	四種																									
主幹	七種																									
校長	四																									
動物愛護センター	所長	四種																								
事務局長	一種																									
研究科長、図書館長、センター長	二種																									
事務局長、研究科長、図書館長、センター長	一種																									
二種	一種																									
所長	一種																									
管理監	一種																									

<p>部建築事務所の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>四種</td> <td>を</td> <td>所長</td> </tr> </table> <p>に改め、同</p> <table border="1"> <tr> <td>二種</td> <td>一種</td> </tr> </table>	四種	を	所長	二種	一種	<p>濃建築事務所にあつ</p> <p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>四種（岐 ては、二種）</td> </tr> <tr> <td>建築課長（岐阜・西濃建築事務所に限る。）</td> <td>六種</td> </tr> </table>	所長	四種（岐 ては、二種）	建築課長（岐阜・西濃建築事務所に限る。）	六種	<p>卓・西濃建築事務所にあつ</p> <p>種（</p> <p>に改め、同部東部広域水道事務所の項中「副所長」の下に</p> <p>「管理監」を、「場長」の下に、「課長（企画工務課長を除く。）」を加え、同表議会の部中「議会」を「議会議長」に改め、同表教育委員会の部事務所の項中「人事委員会の認めるものに限る。）」を削り、「教育次長、義務教育総括監」を「義務教育総括監」に、「社会教育対策監、スポーツ振興企画監」を「社会教育企画監」に改め、同部図書館の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>館長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>副館長</td> <td>二種</td> </tr> </table>	館長	一種	副館長	二種	<p>を</p> <table border="1"> <tr> <td>館長、副館長</td> <td>二種</td> </tr> </table> <p>に改め、同部美術館の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>館長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>副館長</td> <td>二種</td> </tr> </table>	館長、副館長	二種	館長	一種	副館長	二種	<p>に改め、同部美術館の項中</p> <table border="1"> <tr> <td>館長</td> <td>一種</td> </tr> <tr> <td>副館長</td> <td>二種</td> </tr> </table>	館長	一種	副館長	二種
四種	を	所長																									
二種	一種																										
所長	四種（岐 ては、二種）																										
建築課長（岐阜・西濃建築事務所に限る。）	六種																										
館長	一種																										
副館長	二種																										
館長、副館長	二種																										
館長	一種																										
副館長	二種																										
館長	一種																										
副館長	二種																										

一種	を	副館長
二種		

に改め、同部現代陶

芸美術館の項中「館長、副館長」を「副館長」に改め、監査委員の部中「監査委員」を「代表監査委員」に改め、同部事務局の項中

事務局長、課長	を	事務局長 課長
総括管理監		

一種	に改め、同表公安委員会の
二種	
四種	

部中「公安委員会」を「警察本部長」に改める。
別表五の四公署の欄中「河川環境研究所下呂支所」を「水産研究所下呂支所」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「秘書広報統括監、危機管理統括監」を削り、「TPP対策統括監、岐阜地域統括監、清流の国づくり局長」を「子ども・女性局長」に、「秘書広報統括監、危機管理統括監」を「秘書政策審議監、TPP対策統括監、岐阜地域危機管理監」に改め、「県民生活相談センター長」の下に、「全国育樹祭推進事務局長」を加え、「危機管理企画監、防災対策監、防災情報企画監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空指導管理監、航空管理監」を「全国育樹祭推進事務局次長」に、「財産活用企画監」を「県庁舎再整備企画監」に改め、「地域企画監」を削り、「イベント・コンベンション企画監」の下に、「スポーツ推進企画監、岐阜地域調整監、危機管理企画監、岐阜地域防災対策監、防災対策監、防災情報企画監、防災航空センター長、航空安全管理監、航空管理監」を、「不法投棄監視監」の下に、「環境安全推進企画監」を加え、「少子化対策企画監」を削り、「消費生活対策監」の下に、「災害医療対策監、在宅医療推進監」を、「看護企画監」の下に、「県立病院・看護大学法人企画監」を加え、「感染症対策企画監」を「感染症対策監」に改め、「障害福祉基盤整備企画監」の下に、「ライフスタイル企画監」を加え、「地域スポーツ振興監、地域振興企画監」を「新産業企画監」に改め、「技術指導監」の下に、「花き振興企画監」を加え、「鳥獣害対策監、全国育樹祭企画監」を削り、「リニア推進対策監」を「土地利用調整監、施設管理調整監」に改め、「鉄道高架推進企画監」の下に、「都市公園企画監」を、「設備管理監」の下に、「徳山ダム対策監」を加え、「水資源企画監」を削り、「秘書課の課長補佐、係長及び主査」の下に「並びに主任（分権・広域企画室の主任に限る。）」を加え、「危機管理課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれなければならない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）」を削り、「総務事務センターの」を「情報企画課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、総務事務センターの」に、「総合政策課の」を「清流の国づくり政策課の」に改め、「情報企画課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査」を削り、「並びに総合政策課」を「並びに清流の国づくり政策課、危機管理政策課」に改め、同表振興局の項中「副局長及び「副所長」を削り、同表県税事務所の項中「管理監」を削り、同表保健所の項

中「除く。」の下に、「主幹」を加え、同表土木事務所の項中「施設管理課長（岐阜土木事務所施設管理課長及び大垣土木事務所施設管理課長を除く。）及び」を削り、「指導検査監」の下に、「技術連携調整監」を加え、同表建築事務所の項中「所長」の下に、「課長（岐阜・西濃建築事務所の課長に限る。）」を加え、同表試験研究機関の項中「部長研究員」の下に、「センター長」を加え、同表看護専門学校の項中「主幹」を削り、同表食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター 所長

別表第二希望が丘学園の項中「医療部長」の下に、「リハビリテーション部長」を加え、「総務課長」を「課長」に改め、同表国際たぐみアカデミーの項中「指導部長」の下に、「主幹」を加え、同表流域浄水事務所の項中「管理監」を削り、同表東部広域水道事務所の項中「副所長」の下に、「管理監」を、「場長」の下に、「課長（企画工務課長を除く。）」を加える。

別表第三事務局の部本庁の項中「室長」を削り、「社会教育対策監、スポーツ振興企画監」を「社会教育企画監」に、「管理調整係」を「職員係長、職員係」に改め、「予算係長」を削り、同表美術館の部及び現代陶芸美術館の部中「館長、副館長」を「副館長」に改める。

別表第五事務局の項中「総括管理監」の下に、「監査企画監」を加え、「監査第一課」を「監査課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条例第二条第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「地方公共団体金融機構」を「ぎふ農業協同組合」に改め、同表条例第二条第一項第四号に該当する公益的法人等の項中「財団法人地域創造（平成六年九月三十日に財団法人地域創造という名称で設立された法人をいう。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

規 則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則（平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項を附則第二十五項とし、附則第二十項から附則第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の一項を加える。

（平成二十七年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

20 第六項から第十一項まで及び前項の規定は、平成二十七年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「平成二十六年一月一日（以下「基準日」という。）前」と、「切替日後」とあるのは「基準

日後」と、「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十六年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあつては、三号給以上」とあるのは「職員にあつては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあつては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあつては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から平成二十六年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「平成二十七年一月一日」と、前項中「前項」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社